

社会福祉施設等を運営する代表者 様

鳥取県福祉保健部長  
(公印省略)

社会福祉施設等で飼育されている家畜の飼養管理状況の届出等について (通知)

本県の福祉保健行政については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)が改正され、平成23年10月1日から、下記の1に記載する家畜を飼養している方(学校飼育、公園、愛玩や庭先飼育も含む。)は、別冊「飼養衛生管理基準」を遵守し、その遵守状況を報告することが義務付けられました。

これは、平成22年の国内での口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえて、①家畜伝染病等の発生の予防、②早期の通報、③迅速な初動対応等、家畜防疫体制の強化を図ることを目的としており、罰則規定(報告の義務を怠った者は、10万円以下の過料)も設けられました。

飼養衛生管理基準の遵守及び報告は1頭(羽)の飼養者から対象で、該当の施設は、毎年2月1日時点の飼養状況を4月15日(鶏等は6月15日)までに最寄りの家畜保健衛生所へ報告していただくようお願いします。

なお、平成23年の報告については特例があり、10月1日時点の飼養状況を12月15日までに別添1の様式により下記の2の内容を報告することとされています。

また、平成24年の報告については、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年9月30日公布)附則第2条第2項の規定により、平成23年の報告をもってみなすことができるとされているため、報告は不要ですが、平成25年からは改めて別添2の様式により下記の2の内容の報告が必要とされていますので、注意してください。

飼養衛生管理基準については、毎日実施している衛生管理に加えて必要な事項を適宜実施していただくこととなります。不明な点はお気軽に最寄りの家畜保健衛生所に御相談ください。

記

1 対象家畜及び少数飼育者の定義

対 象 家 畜	少数飼育者
牛、馬、水牛	1頭
鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし	6頭未満
鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥	100羽未満
だちょう	10羽未満

2 報告内容

- ・家畜の所有者(管理者)の住所、氏名
  - ・農場(家畜を飼養している場所)の住所、氏名
  - ・家畜の種類及び頭(羽)数
- ※(参考)頭(羽)数が少数飼育者を超える場合は、畜舎数、衛生管理状況の報告も必要です。

3 連絡先

- ・鳥取家畜保健衛生所(鳥取市国安210 電話0857-53-2240)
- ・倉吉家畜保健衛生所(倉吉市清谷町2-132 電話0858-26-3341)
- ・西部家畜保健衛生所(西伯郡伯耆町金屋谷1540-17 電話0859-62-0140)

4 国のホームページ(農林水産省:家畜伝染病予防法の改正について)

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e\\_koutei/kaisei\\_kadenhou/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/index.html)